明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務二）　一
○接続料規則の一部を改正する省令（同三）　二

〔告　示〕

○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委一）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同二）　三
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（同三）　三
○電気通信事業法第三十三条第一項の規定に基づく指定に関する件の一部を改正する件（総務三）　三
○電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件（同四）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所　除権決定、破産、免責、再生関係　三
特殊法人等　独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達関係　三
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　三
会社その他　三
会社決算公告　三

省令

○総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月八日

総務大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の四第一項中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所

第二十三条の四第二項第一号イ(1)中「敷設状況」の下に「及び中継系伝送路設備の異経路構成状況」を加え、同項第三号中「屋内配線」を「屋内配線設備（共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。）に設置される設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。）」に改め、同項第四号中「当該他事業者」を「他事業者」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月八日

総務大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表一の項中

帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び基地局設備（端末設備との間の伝送において同じ。）との間を伝送するものをいう。以下この項において同じ。）との間を伝送するものを除く。）

を

一般帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、基地局設備（端末設備との間の伝送において同じ。）との間を伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）
特別帯域透過端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、基地局設備との間を伝送するもの及び帯域透過端末回線伝送機能を除く。）

に

改め、同表六の項中

光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除く。）に限る。）により通信を伝送する機能

を

	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置を除く。）に限る。）